

令和6年度 介護保険施設等集団指導用資料 〔全サービス対象〕

秋田県健康福祉部福祉政策課

【はじめに】

日頃から、介護保険行政の推進についてご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和6年度の介護保険施設等集団指導は、次の内容について、各施設等において研修等を実施していただくよう、県のホームページに資料を掲載する形態とします。

不明な点等ありましたら、所定の様式により、県福祉政策課監査・援護チームにお問合せください。

《掲載内容》

- 令和6年度介護保険施設等の運営指導について
- 令和6年度に確認された不適正事案について
- 介護保険に関する質問について
- 業務管理体制の整備について
- お知らせ

令和6年度介護保険施設等の 運営指導について

〔全サービス対象〕

令和6年度介護保険施設等の運営指導について

1. 指導の概要

(1) 集団指導

(2) 運営指導

(3) 監査

2. 運営指導における確認事項の例

3. 監査の対象

4. 令和6年度運営指導の実施状況

(1) 実施件数

(2) 指摘件数

(3) サービス別指摘件数内訳

5. 運営指導における主な指摘事項

1 指導の概要

1 指導の概要

利用者等の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス事業者等に対し、関係法令に基づく介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知し、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。

(1) 集団指導

毎年度、県において事業者等を選定し、計画的に実施する。指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

1 指導の概要

(2) 運営指導

毎年度、県において事業者等を選定し、計画的に実施する。指導は、事業者等から事前又は当日に提出若しくは閲覧に供された書類等を審査するとともに、当該サービス事業者等の管理者及び従業者等から事情聴取を行うことにより実施する。

(3) 監査

居宅サービス事業者等のサービス内容について、指定等基準違反、介護報酬の請求に係る不正又は著しい不当がある場合若しくはその疑いがある場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採る。

2 運営指導における確認事項

2 運営指導における確認事項の例

- [1] 人員基準に定める職員の資格及び員数の充足
- [2] 居宅サービス計画に基づくサービス提供
- [3] サービス提供に関する内容及び手続の丁寧な説明並びに同意の確認、
重要事項説明書の交付
- [4] サービス提供記録の適切な整備
- [5] 苦情若しくは事故に対する適切な対応
- [6] 介護報酬の適正な請求（加算・減算を含む）
- [7] 虐待防止、身体拘束廃止に向けた積極的な取り組み
- [8] 非常災害等への適切な対応
- [9] 感染症等への適切な対応 など

3 監査の対象

3 監査の対象

- [1]利用者等に対する虐待の実施又はその疑いがあるとき。
- [2]指定等の基準への重大な違反又はその疑いがあるとき。
- [3]サービスの内容に関する不正又は著しい不当がある若しくはその疑いがあるとき。
- [4]介護報酬の請求に関する不正又は著しい不当がある若しくはその疑いがあるとき。
- [5]不正の手段により指定又は許可を受けたこと若しくはその疑いがあるとき。
- [6]度重なる運営指導を行ったにもかかわらず、改善がみられないとき。
- [7]正当な理由がなく運営指導を拒否したとき。
- [8]運営指導では事実確認が困難であると知事が認めたとき。

4 令和6年度運営指導の実施状況

4 令和6年度運営指導の実施状況

令和7年2月現在

(1) 実施件数

○施設サービス 27件（前年度27件）

○居宅サービス 27件（前年度23件）

(2) 指摘件数（延数）

○施設サービス 文書指摘 6件 口頭指摘 126件

（前年度 文書指摘 6件 口頭指摘 153件）

○居宅サービス 文書指摘 10件※ 口頭指摘 31件※

（前年度 文書指摘 5件 口頭指摘 30件）

※併設型短期入所等で施設と一体的に運営される事業所への指摘は含めていない。

4 令和6年度運営指導の実施状況

(3) サービス別指摘件数内訳

サービス種類	運営指導 実施件数	口頭指摘件数				文書指摘件数			
		運営	処遇	報酬	計	運営等	処遇	報酬	計
訪問介護、訪問看護	2	2	0	0	2	0	0	0	0
短期入所生活介護 ※1	4	18	8	3	29	9	1	0	10
介護老人福祉施設 ※2	34	49	39	6	94	4	2	0	6
介護老人保健施設等※3	14	18	11	3	32	0	0	0	0
計	54	87	58	12	157	13	3	0	16

※1 併設型短期入所生活介護を除く。

※2 併設する短期入所生活介護、通所介護を含む。

ただし、施設に対する指摘と重複するため、指摘件数には計上していない。

※3 介護医療院及び併設する短期入所療養介護、通所リハビリテーションを含む。※2と同じ。

【指摘の傾向】

- ・単独ショートステイは、非常災害対策、感染症対策等、多くの不備が見られた。
- ・介護老人福祉施設は、各種研修・委員会の実施に関して不備が見られ、運営及び入所者処遇について指摘が多い。
- ・介護老人保健施設等は、入所時の検討に係る記録の整備等、透明性の確保について複数の指摘があった。また、事故の防止について指摘が多く見られた。

5 運営指導における主な指摘事項

5 運営指導における主な指摘事項

○重要事項説明書

(1) 指摘例

- ・重要事項説明書には、運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等についてわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明すること。
- ・重要事項説明書を交付した場合は、交付した事実がわかるよう証跡を残すこと。

(2) 運営基準【全サービス】

- ・サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について申込者の同意を得なければならない。

5 運営指導における主な指摘事項

○揭示

(1) 指摘例

- ・ 運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他の重要事項は、原則としてウェブサイトに掲載すること。（令和7年4月1日から適用）

(2) 運営基準【全サービス】

- ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の重要事項を揭示しなければならない。
- ・ 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の揭示に代えることができる。
- ・ 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

5 運営指導における主な指摘事項

○ユニット型施設（勤務体制の確保）

（1）指摘例

- ・従業員の勤務体制について、昼間についてはユニットごとに常時1人以上、夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上配置すること。

（2）運営基準

- ・昼間については、ユニットごとに常時1人以上介護職員又は看護職員を配置すること。
- ・夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- ・ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

5 運営指導における主な指摘事項

○ユニット型施設（勤務体制の確保）

（3）注意点

○ユニット型施設等の注意点

ユニット型指定介護老人福祉施設等は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。このため、上記の職員の配置は、勤務表等により、あらかじめ定めておかなければならない。

時間外勤務を前提として作成される勤務表は不適切であり、やむを得ず時間外勤務により職員を配置した場合を除き、時間外勤務による職員の配置は、運営基準に求められる勤務の体制として認められない。

○ユニットケア減算

運営基準を満たさない場合、1日につき減算割合 97 / 100

5 運営指導における主な指摘事項

○栄養士等の配置、栄養管理

(1) 指摘例

- ・ 栄養士又は管理栄養士を1人以上配置すること。
- ・ 各入所者の状態に応じた栄養管理を適切に行うため、入所者ごとの栄養ケア計画を作成すること。
- ・ 施設入所時の状態を十分に把握し、栄養ケア計画と施設サービス計画の整合性を図ること。

食事の提供に関する業務は指定介護老人福祉施設自らが行うことが望ましいが、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たし得るような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合には、第三者に委託できる。

5 運営指導における主な指摘事項

○栄養士等の配置、栄養管理

(2) 人員基準【短期入所系サービス、施設サービス】

- 短期入所生活介護 栄養士 1以上
- 介護老人福祉施設 栄養士又は管理栄養士 1以上
- 介護老人保健施設及び介護医療院（入所定員100以上の場合）
栄養士又は管理栄養士 1以上

入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設の場合、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより、入所者の処遇に支障がないよう適切に栄養管理を行うことができる。

入所定員が100人以上の介護老人保健施設においては、同一敷地内にある病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより、栄養管理に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えないこと。なお、100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきである。

5 運営指導における主な指摘事項

○栄養士等の配置、栄養管理

(3) 運営基準【施設サービス】

- ・入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。
- ①入所者の栄養状態を入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの栄養ケア計画を作成すること。
- ②管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。
- ③入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。
- ④「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」を参考とすること。

5 運営指導における主な指摘事項

○栄養士等の配置、栄養管理

(4) 注意点【施設サービス】

人員基準または運営基準の栄養管理を行っていない場合、減算の対象となる。

○栄養管理に係る減算（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）

- ① 基準に定める栄養士又は管理栄養士の員数を置いていること。
- ② 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならないこと。

上の1点以上を満たさない事実が生じた場合、事実の生じた月の翌々月から基準を満たさない状況が解決されるに至った月まで、1日につき－14単位の減算。

5 運営指導における主な指摘事項

○口腔衛生

(1) 指摘例

- 口腔衛生の管理体制として、各入所者毎の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- 歯科医師等が、介護職員に対して口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- 当該施設の従業者又は歯科医師等が、入所者毎に施設入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
- 技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直すこと。
- 当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。

5 運営指導における主な指摘事項

○口腔衛生

(2) 運営基準【施設サービス、特定施設入居者生活介護（※）】

(※) 施設サービスは令和6年4月1日より義務化
特定施設入居者生活介護は令和9年3月31日までは努力義務

- ・入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
 - ①歯科医師等が、介護職員に対して行った口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
 - ②当該施設の従業者又は歯科医師等が、入所者毎に施設入所時及び月1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。
 - ③技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて定期的に当該計画を見直すこと。
 - ④当該施設と計画に関する技術的助言若しくは指導又は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取り決めること。

5 運営指導における主な指摘事項

○勤務体制の確保（ハラスメント防止）

（1）指摘例

- ・セクハラパワハラ等により従業員の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずること。

（2）運営基準

- ・職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

具体的内容

- 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

講じることが望ましい取組（カスタマーハラスメントの防止）

- ①相談体制の整備、②被害者への配慮、③マニュアル作成や研修の実施等

5 運営指導における主な指摘事項

○運営規程

(1) 指摘例

- ・運営規程には、次の項目を定めることとなっており、漏れがないようにすること。

(例) 指定介護老人福祉施設の場合

- 1 施設の目的及び運営の方針
 - 2 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 3 入所定員
 - 4 入所者に対する指定介護福祉サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - 5 施設の利用に当たっての留意事項
 - 6 緊急時等における対応方法
 - 7 非常災害対策
 - 8 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 9 その他施設の運営に関する重要事項
- ・規程の中の従業者数については、変動する可能性があるため、〇人以上と定めてもかまわない。

5 運営指導における主な指摘事項

○業務継続計画

(1) 指摘例

- ・計画に係る研修は、年2回以上開催するとともに、新規採用時には別に研修を行うこと。また、研修の実施内容について記録すること。
- ・計画に係る訓練は、年2回以上実施すること。

※施設サービスと特定施設入居者生活介護を除くサービスについては研修及び訓練の回数は年1回以上となる。

(2) 運営基準

- ・感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

5 運営指導における主な指摘事項

○業務継続計画

(2) 運営基準

可能な取扱い

- ①他のサービス事業者との連携等による計画の策定、研修及び訓練
- ②感染症及び災害の計画の一体的な策定
- ③感染症に係る業務継続計画と感染症の予防及びまん延の防止のための指針の一体的な策定
- ④災害に係る業務継続計画と非常災害に関する具体的計画の一体的な策定
- ⑤感染症の業務継続計画に係る研修又は訓練と感染症の予防及びまん延防止のための研修又は訓練の一体的な実施
- ⑥災害の業務継続計画に係る訓練と非常災害対策に係る訓練の一体的な実施

5 運営指導における主な指摘事項

○業務継続計画

(3) 注意点

- ・業務継続計画の策定がされていない場合、減算の対象となる。

○業務継続計画未策定減算【全サービス（※）】

- ・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について減算
減算割合

施設・居住系サービス 所定単位数の97/100

その他のサービス（※） 所定単位数の99/100

※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。又、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

5 運営指導における主な指摘事項

○協力医療機関【施設サービス、特定施設入所者生活介護】

(1) 指摘例

- ・入所者の病状の急変時等に備えるため、連携体制を備えた医療機関として協力医療機関を定めておくよう努めること。(※)
- ・協力医療機関の名称等を、年に1回以上、県に届け出ること。
- ・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

(※) 協力医療機関の設定については令和9年3月31日までは努力義務

5 運営指導における主な指摘事項

○協力医療機関【施設サービス、特定施設入所者生活介護】

(2) 運営基準

- ・入所者の病状の急変時等に備えるため、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならない。（令和9年3月31日までは努力義務）
 - ①入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制の常時確保
 - ②診療の求めがあった場合において診療を行う体制の常時確保
 - ③入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制の確保
- ・1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- ・協力医療機関が第二種指定医療機関である場合は、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- ・入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び入所させることができるように努めなければならない。
- ・協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

5 運営指導における主な指摘事項

○非常災害対策

(1) 指摘例

- ・非常口の段差を解消するよう対策を講じること。(共通)

○非常口の段差

非常時においても車椅子が通行可能であること。

○その他施設設備関係

(1) 指摘例

- ・医務室等に職員がいない場合、施錠すること。
- ・機械室(ボイラー室)に可燃物等を置かないこと。
- ・リネンの搬入・搬出に当たっては、感染予防の観点から、導線が交わらないようにすること。

5 運営指導における主な指摘事項

○送迎加算（短期入所）

（1）指摘例

- ・利用者の心身の状態、家族等の事情等の送迎が必要と認められる理由を明確にし、記録すること。

○送迎の理由

単に「利用者の家族が希望していること」は、送迎が必要と認められる理由として不適切。

5 運営指導における主な指摘事項

○その他（利用者預かり金）

（1）指摘、助言例

- ・ 預かり金規程の文言に誤りや実態と合っていないものがあるかどうか確認し、修正すべき条文等は修正すること。
- ・ 以下のような事例がないか、チェックすること。
 - 1 身元引受人等に年4回報告する旨規定しているにもかかわらず、報告していない。
 - 2 入所者が行為能力がないことをもって、職員が代筆している。
 - 3 規程にある様式とは違う様式を使用している。

令和6年度に確認された不適正 事案について

〔全サービス対象〕

令和6年度に確認された不適正事案について

1. 同一建物等減算について
 - (1) 減算の概要
 - (2) 同一建物等減算の考え方について
 - (3) 不適正な事案
2. 虐待の防止について
 - (1) 高齢者虐待に関連する調査結果
 - (2) 運営基準
 - (3) 不適正な事案
3. 行政処分について
 - (1) 行政処分の概要
 - (2) 行政処分の要件

1 同一建物等減算について

1 同一建物等減算について

(1) 減算の概要【訪問系サービス】

同一建物等居住者に対しては短い移動時間、距離で多くの訪問が行えることから、報酬の適正化を行うために減算するもの。

令和6年度介護報酬改定により、訪問介護に12%減算が追加された。

名称	減算の割合/単位数
訪問介護 (①～④)	① 1回につき90/100
訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション (①～③)	② 1回につき85/100
	③ 1回につき90/100
	④ 1回につき88/100 (新)

適用要件/概要
① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (②及び④に該当する場合を除く。)
② 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
④ 正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 (②に該当する場合を除く) に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

1 同一建物等減算について

(2) 同一建物等減算の考え方について

前ページ適用要件／概要のうち、

「事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物」には、次の場合を含む。

- ・道路等（河川などで横断のために迂回が必要な場合を除く）を挟んで設置してある場合
- ・同一敷地内の別棟の建物（敷地が広大で移動に時間がかかる場合は除く）

「事業所」については、

介護保険法施行規則第114条第1項より、

事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

を届け出る必要がある。

1 同一建物等減算について

(2) 同一建物減算の考え方について

県通知「令和6年度介護報酬改定等に関する留意事項について」（令和6年6月14日付け長寿－587）より

3 訪問介護等における同一建物等減算の取扱いについて

(略)、集合住宅が実質的に事業所の機能を有していると判断される場合（例えば、集合住宅から離れた場所を事業所として届出しているが、サービス責任者や訪問介護員等は集合住宅内に常駐して、実質的に集合住宅と同一建物内で介護サービスを提供している場合など）は、利用者の人数にかかわらず、同一建物等減算を適用することが適当と認められます。

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を運営していて、上の例に該当する場合は変更届及び加算届を提出し、減算を適用すること。

美の国あきたHP「令和6年度介護報酬改定等に関する留意事項について」

参考URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/82589>

1 同一建物等減算について

(3) 不適正な事案

事案

訪問介護事業所Aと同法人が運営する有料老人ホームBにおいて、Aには訪問介護員は常駐せず、B内にある事務所に出勤していた。管理者についてもAで作業することはあるが、訪問介護利用者の資料等はBに保管している状況で、同一建物等減算は適用せずに請求していた。

指摘内容

- ・ 有料老人ホームBについて訪問介護事業所の一部として使用される事務所としての実態が認められるため、届出内容と実際の運営体制について整合を図ること。
- ・ 訪問介護員が常駐する有料老人ホームBに居住する者に訪問介護サービスを提供しているが、同一建物等減算が適用されていないため、適正に処理すること。

2 虐待の防止について

2 虐待の防止について

(1) 高齢者虐待に関連する調査結果

養介護施設従事者等による高齢者虐待等の件数の推移（秋田県内）

		R2	R3	R4	R5
養介護施設従事者等による高齢者虐待（推移）	相談・通報件数	12	16	14	18
	虐待の事実が認められた件数	7	6	4	7

出典：令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(秋田県の状況)

虐待発生要因

- チームケア体制・連携体制が不十分
- 経営層の現場の実態の理解不足
- 虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分
- 職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい
- 職員が相談できる体制が不十分
- 職員の業務負担の大きさ など

美の国あきたHP参考URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/86160>

2 虐待の防止について

(2) 運営基準

【全サービス】

虐待の発生・再発防止のための体制整備については、令和6年度介護報酬改定により義務化
(居宅療養管理指導については3年間の経過措置あり)

・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、従業者への周知徹底
- 2 虐待の防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施
- 4 1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

※身体的拘束等適正化担当者等、他の担当との兼務や他事業所との担当兼務も可能。

2 虐待の防止について

(2) 運営基準

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）の定期的な開催、従業者への周知徹底

次のような事項について検討を行う。

- ・虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

虐待防止委員会は関連の深い他の委員会と一体的に設置することも可能

2 虐待の防止について

(2) 運営基準

2 虐待の防止のための指針の整備

必要項目一覧

- ①施設における虐待の防止に関する基本的考え方
- ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項
- ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ⑧入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項

2 虐待の防止について

(2) 運営基準

3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施

①新規採用時

②特定施設入居者生活介護、施設サービス…年2回以上

その他のサービス …年1回以上

の研修を実施し、記録を残すこと。

4 1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- ・虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい
- ・身体的拘束等適正化担当者等、他の担当との兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。

2 虐待の防止について

(2) 運営基準

【全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）（※）】

虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置が講じられていない場合、減算規定がある

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と、その結果の周知
- ②虐待の防止のための指針
- ③従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な開催
- ④①～③を適切に実施するための担当者の設置

(※) 福祉用具貸与については、令和9年3月31日までは適用しない。

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算

減算割合 所定単位数の99 / 100

2 虐待の防止について

(3) 不適正な事案

事案

虐待認定事案が発生した事業所において、虐待防止に関する担当者が規定されていない、虐待防止のためのマニュアルについて職員の周知が十分になされていない状況が確認された。

指摘内容

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者が不明確であるため、担当者を置くこと。
- 虐待の防止のための指針について、「虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針」の項目を盛り込むこと。

3 行政処分について

3 行政処分について

(1) 行政処分の概要

都道府県知事は、次の各号(省略)のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。(介護保険法第77条)

【介護保険法における処分規定(県)】

- 第77条 ……指定居宅サービス事業者
- 第92条 ……指定介護老人福祉施設
- 第104条 ……介護老人保健施設
- 第114条の6 ……介護医療院
- 第115条の9 ……指定介護予防サービス事業者

3 行政処分について

(1) 行政処分の概要

指定(許可)取消

- ・効力発生日から指定(許可)の効力を失う。

指定(許可)効力の全部又は一部停止

[全部停止]

- ・効力発生日から一定期間、指定(許可)の効力を失う。

[一部停止]

- ・効力発生日から一定期間、新規利用受入を停止する。
- ・効力発生日から一定期間、介護報酬の上限を設ける。

3 行政処分について

(1) 行政処分の概要

【留意事項】

連座制

- ・ 指定取消処分を受けた事業主体について、役員等の組織的な関与があったと認められた場合、処分の日から5年間、当該事業者が経営する同一サービス類型の事業所について指定更新がされない。

同一サービス類型：以下のサービスごとに分類される。

居宅介護サービス（特定施設除）	特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス（居住系除）	地域密着型サービス（居住系）
介護老人福祉施設	介護老人保健施設
介護医療院	居宅介護支援
介護予防サービス（特定施設除）	介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型共同生活介護除）	介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防支援	（介護療養型医療施設）

3 行政処分について

(2) 行政処分の要件

1 指定(※)要件違反

○施設等が指定要件を満たさなくなったとき

○施設等が指定に付された条件を満たさなくなったとき

(※)介護老人保健施設では「許可」(以降同様)

2 指定基準違反

○施設等が、条例に定める人員基準を満たすことができなくなったとき

○施設等が、条例に定める設備基準又は運営基準に従って、適切なサービス運営をすることができなくなったとき

3 人格尊重・忠実義務違反

○施設等が、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法等に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない義務に違反したとき

3 行政処分について

(2) 行政処分の要件

4 不正請求

○施設等が、不正請求を行ったとき

5 虚偽報告

○施設等が、監査(※)において、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を拒否し、又は虚偽の報告をしたとき

(※)県、市町村等の指定権者による介護保険法に基づく監査

6 検査忌避

○施設等又はその従業者が、監査における出頭に応じず、その質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はその検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

(ただし、施設等の従業者がその行為をした場合で、その行為を防止するため、施設等が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)

3 行政処分について

(2) 行政処分の要件

7 虚偽申請

○施設等が、不正の手段により指定を受けたとき

8 法令違反

○施設等が、介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令若しくは処分に違反したとき

○施設等が、その介護サービス等に関して不正又は著しく不当な行為をしたとき

○法人である申請主体である法人の役員等又は法人でない申請主体の管理者が、指定の取消し等をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき

介護保険に関する質問について

〔全サービス対象〕

介護保険に関する質問について

- 1 介護保険に関する質問票
- 2 寄せられた主な質問とその回答
 - 人員配置関係
 - 重要事項説明書関係
 - 訪問介護関係
 - 機能訓練関係
 - 短期入所関係
 - 嘱託医の配置
 - 栄養管理

1. 介護保険に関する質問票

1 介護保険に関する質問票

○介護保険事業者の皆様からの質問について、ファクシミリ、メール等で受け付けています。

○様式は美の国あきたHPの次のページに掲載しています。

「介護保険に関する質問票（介護保険事業者用）」

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3252>

○各種基準や厚生労働省のQ&Aを確認した上で、不明な点等についてご連絡ください。

※回答は回答日時点でのものであり、厚生労働省通知の改正等により変更されることがあります。

<介護保険に関する質問は、本様式によりファクシミリで お願いします。>
質問内容により下記番号に〇印を付けて、それぞれのあて先に送信願います。

(注) 質問内容については、予め「介護報酬の解釈1・2・3」及び介護保険情報バンク等をご確認のうえ質問くださるようお願いします。

(介護保険情報BANK：http://www.kaijobank.jp/cgi/db/kensaku_ex.cgi)

- 1 秋田県長寿社会課 介護保険班あて (fax番号：018-860-3867)
(事業者指定・変更・更新手続き、人員・設備・運営基準、加算体制届け等に関すること。)
- 2 秋田県福祉政策課 地域福祉・監査班あて (fax：018-860-3841)
(介護報酬・加算算定の可否等、ケアプラン等に関すること。)

介護保険に関する質問票

(送信票は不要です。)

事業所名	事業の種類
質問者の職・氏名	
電話番号	fax番号
質問事項	
関連資料名と該当ページ	(必ず記載してください)
質問内容	

2 寄せられた主な質問とその回答

2 寄せられた主な質問とその回答

○人員配置関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p>常勤の考え方について 【共通】 常勤の従業者が、育児休業等により、ある月の勤務実績が1日のみとなったが、人員基準上はどのように扱われるか。</p>	<p>常勤の従業者の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えない限り、常勤の従業者として勤務したものととして取り扱う。</p> <p>なお、基準上の「常勤」とは、勤務時間が事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいい、従業者が勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基準とする。</p> <p>また、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が整っている場合に、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことができる。</p> <p>【運営基準等に係るQ&A（平成14年3月28日付厚生労働省老健局振興課事務連絡）】</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○重要事項説明書

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p>重要事項説明書の変更について</p> <p>【共通】</p> <p>重要事項説明書の内容に変更があった場合、その都度説明・押印が必要か。</p>	<p>重要事項説明書は、原則として、軽微な内容であっても、変更の都度、交付・説明・同意が必要。</p> <p>なお、説明した者、説明を受けた者、日時、場所（方法）、内容等を明確にし、交付・同意があった旨の記録があれば、上記が行われたと確認される。</p>
<p>重要事項説明書等の押印について</p> <p>【共通】</p> <p>重要事項説明書（契約書）に押印は必要か。自署だけではだめか。</p>	<p>介護保険法上、押印は求められておらず、押印等は運営法人等に委ねられる。</p> <p>なお、民事訴訟法第228条第4項では「私文書は、本人（中略）の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」としている。</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○訪問介護関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p>訪問介護の内容、通院等乗降介助 【訪問介護】 判断に迷う事例の保険給付対象可否について。</p>	<p>個別具体的な事例の判断については、保険者が行うこととなる。県としての参考見解を示すが、実際の判断については保険者にも照会すること。 【訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）】 【適切な訪問介護サービス等の提供について（平成21年7月24日厚生労働省老健局振興課事務連絡）】</p>
<p>訪問介護員による除雪の可否について。</p>	<p>除雪については、介護保険サービスには原則含まれないが、特段の事情がある場合には保険者判断により認められる場合も考えられる。</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○機能訓練関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p data-bbox="104 394 683 501">個別機能訓練加算（Ⅰ）・イ 【通所介護】</p> <p data-bbox="104 568 683 675">機能訓練指導員は非常勤職員でも算定可能か。</p> <p data-bbox="104 682 683 901">また、専従で配置された機能訓練指導員以外の機能訓練指導員が機能訓練を実施した場合は算定可能か。</p>	<p data-bbox="728 394 1843 558">専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していればよく、この機能訓練指導員は非常勤職員でも算定可能。</p> <p data-bbox="728 565 1843 901">また、この機能訓練指導員以外の理学療法士等が機能訓練を行った場合でも算定可能ではあるが、例えば1週間のうち特定の曜日だけ専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置している場合は、その曜日に理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが加算の算定対象となる。</p> <p data-bbox="728 908 1843 1072">なお、加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○短期入所関係

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p>長期利用の適正化について【短期入所】</p> <p>いわゆるロングショートの利用者について、連続60日の利用の計算は、自費利用日を含めるか。</p>	<p>自費利用日を含めて計算すること。</p> <p>(例)</p> <p>4月1日入所、5月1日に自費利用日を挟んだ利用者の場合、61日以降の単位数となるのは5月31日からとなる。</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○嘱託医の配置

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p data-bbox="104 396 687 501">嘱託医の回診頻度について【介護老人福祉施設ほか】</p> <p data-bbox="104 568 687 786">嘱託医が1ヶ月に1度回診を行っているが、これを1ヶ月半に1回にして頻度を下げてもよいか。</p>	<p data-bbox="728 396 1846 558">嘱託医との契約の内容については、介護保険法による規定はないため、入所者の処遇・健康管理に支障がない限り、回診頻度を変更することは可能。</p> <p data-bbox="728 568 1846 901">なお、精神科医配置加算では、配置医師(嘱託医)が1人であり、当該加算における精神科医師を兼ねる場合に、配置医師として勤務する回数のうち月4回までは加算の算定の基礎としないこととしている。このことから、配置医師の勤務は、月4回を目安とできる。</p>

2 寄せられた主な質問とその回答

○栄養管理

質問内容【サービス名】	回答内容【参考通知等】
<p data-bbox="104 392 691 501">栄養士等の配置、栄養管理【施設サービス】</p> <p data-bbox="104 564 691 901">管理栄養士を配置せず、栄養士が栄養ケア計画の作成等を行うことは認められるか。 又は外部の管理栄養士との協働の頻度について。</p>	<p data-bbox="732 392 1843 501">栄養管理については、管理栄養士が入所者の栄養状態に応じて計画的に行うものである。</p> <p data-bbox="732 508 1843 672">そのため、管理栄養士によらず栄養ケア計画を作成する場合は、基準を満たすとはいえず、施設サービスの場合は減算の対象となる。</p> <p data-bbox="732 735 1843 1015">外部の管理栄養士との連携により栄養管理を行う場合も、栄養ケア計画の作成は医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して行う必要があるほか、定期的な記録を行う必要がある。</p> <p data-bbox="732 1022 1843 1243">したがって、1か月に1時間のみの外部管理栄養士との連携など、管理栄養士が行う業務の実施のためには明らかに不十分な体制の場合、指導の対象となる。</p>

業務管理体制の整備について

〔全サービス対象〕

業務管理体制の整備について

1. 業務管理体制の整備の概要
 - (1) 法的根拠
 - (2) 業務管理体制の届出先
 - (3) 整備の内容
2. 過去の業務管理体制確認検査
 - (1) 一般検査
 - (2) 特別検査
3. 届出内容の確認について

1 業務管理体制の整備の概要

1 業務管理体制の整備の概要

(1) 法的根拠

介護保険法より定められている

第74条第6項ほか

事業者は、要介護者の**人格を尊重**するとともに、この法律またはこの法律に**基づく命令を順守**し、要介護者のため**忠実にその職務を遂行**しなければならない（**人格尊重・忠実義務**）



第115条の32第1項

第74条第6項ほか**に規定する義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備**しなければならない。

第115条の32第2項

介護サービス事業者は…**業務管理体制の整備に関する事項を届け出**なければならない。

1 業務管理体制の整備の概要

(2) 業務管理体制の届出先

法第115条の3第2項より、事業所のサービス、所在により次のとおり届出先が異なる。

区分	届出先
①指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在	厚生労働大臣
②指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③指定事業所が同一指定都市、中核市内にのみ所在	指定都市又は中核市の長
④地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在	市町村長
⑤ ①から④以外	都道府県知事

1 業務管理体制の整備の概要

(3) 整備の内容

指定又は許可を受けている事業所又は施設の数（事業所数）（※）によって必要な整備事項が異なる。

※健康保険法の指定による「みなし事業所」を除く

介護保険法施行規則第140条の39より

事業所数	整備内容
1以上20未満	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（法令遵守責任者）の選任
20以上100未満	①法令遵守責任者の選任 ②業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守規程）の整備
100以上	①法令遵守責任者の選任 ②法令遵守規程の整備 ③業務執行の状況の監査の定期的な実施

2 過去の業務管理体制確認検査

2 過去の業務管理体制確認検査

(1) 一般検査

書類検査等により、定期的に実施。

指摘事項（例）

- ・法令等の遵守に係る基本方針や法令等遵守マニュアルの作成を検討すること。また、法令順守のための取組について、実態に合っているかどうかを必要に応じて検証、見直しすること。
- ・法令遵守責任者の役割を規約等で規定すること。
- ・法令遵守責任者の氏名を各事業所従業員等に周知すること。
- ・法令遵守責任者と事業所等との間で会議による情報交換の場を設けること。

2 過去の業務管理体制確認検査

(2) 特別検査

指定事業所に指定取消相当の処分事例があった場合等に、運営する事業者事務所への立ち入り検査等により、随時実施。

勧告事例

法人Aの運営する事業所Bの指定取消処分相当事案について、事業者本部へ立入り、法人Aの代表者、法令遵守責任者、その他事業所Bの従業者等に対して聴取等を実施した結果、次の事実が判明した。

- 1 介護保険制度における業務管理体制について正しく認識していない。
- 2 運営事業所Bについて、法令違反を未然防止する体制が構築されていない。
- 3 法令遵守責任者の役割や権限が不明確である。

この結果、法人Aを適正な業務管理体制を整備していないものと認め、是正を勧告した。

2 過去の業務管理体制確認検査

(2) 特別検査

また、この事案では、事業所Bの管理者の行為に不正があったことから、法人Aの役員等の不正であるため、組織的関与を認定した。

管理者：組織的関与を判断する際の「役員等」に含まれる。

組織的関与：

法人の役員等が直接的に不正に関わっているか否かにより判断される。

組織的関与の認定により、法人Aは、指定取消相当処分の事業所B以外の他の事業所について、次回の指定更新が受けられなくなったほか、法人Aの役員等になっていた者による新規申請が5年間できなくなった。

3 届出内容の確認について

3 届出内容の確認について

- 業務管理体制の整備に関する届出は、「**業務管理体制の整備に関する届出システム**」で行うことができます。

届出システムURL： <https://www.laicomea.org/laicomea/>

主な届出事項

- ・事業者の名称又は氏名
 - ・主たる事務所の所在地
 - ・代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ・法令遵守責任者の氏名、生年月日
- 郵送で届け出る場合は**県長寿社会課**に届出書をご提出ください。
(※厚生労働省、市町村所管を除く。)
 - 特に、**法令遵守責任者が異動などで変更になったときり変更届がない場合があるのでご注意ください。**

その他、届出方法の詳細や変更届の様式は、美の国あきたネットの次のページを参照してください。

URL： <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/3841>

お知らせ

1 令和6年度末で経過措置期間が終了する事項について

令和6年度末で経過措置期間が終了する事項について

次の事項について、令和6年度末で経過措置期間が終了します。

(1) 業務継続計画（BCP）未策定減算

対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与（訪問介護以外は介護予防含）

(2) 身体拘束廃止未実施減算

対象サービス：短期入所生活介護、短期入所療養介護（それぞれ介護予防含）

県指定事業所については（1）及び（2）は「基準型」として届出されない場合、「減算型」となります。

令和7年4月1日までに忘れずに提出書類等の届出をお願いいたします。

(3) 令和7年度介護職員等処遇改善加算算定に関する届出について

対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

令和7年4月15日までに、体制等届出書等の提出をお願いします。

美の国あきたHP

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/87414>

2 協力医療機関に関する届出について

協力医療機関に関する届出について

協力医療機関との取り決めの内容（要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置期間内（令和9年3月31日まで）に確保するための計画）を年に1回以上届け出る必要があります。

対象サービス：（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、
介護老人保健施設、介護医療院
地域密着型特定施設入居者生活介護、
（介護予防）認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

令和6年度分についても、令和7年3月31日までに届出書の提出を忘れずに行うようお願いします。

美の国あきたHP

URL： <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85585>

3 介護サービス事業者の経営情報の報告について

介護サービス事業者の経営情報の報告について

介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて、美の国あきたHPでお知らせしています。

令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）の報告期限が、令和7年3月31日までとなっています。

報告がこれからとなる事業者は、速やかなご対応をお願いします。

対象：全ての介護サービス事業者（※）

（※）「過去過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの」及び「災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの」は対象外となります。

○令和7年1月1日以降に会計年度が終了する報告は、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うこととなります。

美の国あきたHP

URL：<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/85602>